

川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

川崎市人事委員会

委員長 加藤 浩輝

川崎市人事委員会規則第6号

川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の給料等の支給に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（扶養親族の届出）

第9条 新たに条例第6条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届（第1号様式）により、その旨を直ちに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合についても、同様とする。

- （1）新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- （2）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（条例第6条第2項第1号、第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

第10条第2項第1号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同項第2号を次のように改める。

- （2）年額1,300,000円程度以上（満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額1,500,000円程度以上）の恒常的な所得がある  
と見込まれる者

第10条の次に次の1条を加える。

（扶養手当の支給の始期及び終期）

第10条の2 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第6条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるとき

は、その日の属する月) から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第9条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第11条中「いつわり」を「偽り」に改める。

第13条第1項第2号中「(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。)」を削り、同条第3項第4号ア中「扶養親族(条例第6条に規定する扶養親族で条例第6条の2第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この項)」を「扶養親族たる者(職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第6条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号)」に改める。

第18条を次のように改める。

(公務上又は通勤途上の傷病による病気休暇の承認を受けた職員の給与)

第18条 職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により病気休暇の承認を受けた期間中、これに期末手当及び勤勉手当を除くほか、条例に定める給与は支給しない。

2 前項の規定の適用については、職員が1日単位の病気休暇により勤務しない場合(月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合を除く。)におけるその月分の給料は日割計算により支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により、1日の勤務時間の一部を勤務しないとき（1時間単位の病気休暇によるものに限る。）は、その勤務しない1時間につき、条例第8条後段の規定により読み替えられた条例第12条の規定により算出された勤務1時間当たりの給与額を支給しない。

第24条第1項中「同法」を「育児休業法」に、「及び地方公務員法」を「地方公務員法」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和7年改正条例附則第6項及び第7項の規定が適用される間の読替え）

9 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間は、第9条中「新たに条例」とあるのは「新たに川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年川崎市条例第65号）附則第6項及び第7項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）」と、第10条の2第1項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、改正後の規則第18条の規定は、令和7年4月1日から適用する。